

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
2月5日（月）	危機管理政策課	088-621-2793	飯田・片山

## 危機管理会議の開催結果について

以下のとおり、危機管理会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和6年2月5日（月） 21:00～21:10
- 2 場 所：万代庁舎3階 特別会議室
- 3 出席者：政策監、危機管理環境部長、危機管理環境部副部長、  
危機管理環境部次長、安全衛生課長、畜産振興課長、  
鳥獣対策・ふるさと創造課長、各部局主管課長など 計23名
- 4 協議概要：香川県の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例の確認について

### ■畜産振興課からの報告

- ・本日、香川県三豊市にある飼育規模約7万羽の採卵鶏農場及び疫学関連農場として1農場、採卵鶏約4万羽、合計約11万羽を対象とする、「高病原性鳥インフルエンザ」の疑い事例（簡易検査陽性）を香川県が公表。
- ・本日、死亡羽数増加の通報があり、簡易検査を実施したところ、13羽中10羽の陽性反応が確認され、現在、遺伝子検査を実施中。
- ・当該農場を中心とした「搬出制限区域（半径10km圏内）」が、三好市池田町・三野町及び東みよし町にかかり、区域内に本県養鶏場4か所が含まれる。
- ・現時点で、県内養鶏場において疑いのある「異常鶏」がいないことを確認済み。
- ・既に「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」を「ステージⅢ・感染拡大警報」に引き上げ、養鶏関係者に対する防疫強化を実施中。
- ・「鶏舎点検」や「破損個所の修繕」などの「野生小動物対策」、「車両」や「農場敷地」の消毒など、防疫対策について、養鶏場へ再徹底。
- ・養鶏場から「死亡羽数」について、報告を徹底。
- ・「搬出制限区域」に、本県養鶏場が含まれるため、県内に「搬出制限区域」を設定。

#### ■安全衛生課からの報告

- ・当該養鶏場および疫学関連農場から県内食鳥処理場への家きんの搬入はない。
- ・食鳥処理場に対しては、情報提供するとともに、食肉衛生検査所から全ての食鳥処理場へ、「搬入農家の確認」、「消毒など鳥インフルエンザ対策」及び「異常鶏が確認された場合の通報」の徹底について指示。
- ・食鳥検査センターからも、県内食鳥処理場において、疑いのある異常鶏が発見されていないことの報告を受けた。
- ・また、同センターに出荷状況報告書や生鳥検査等の確認や「異常鶏発見時に簡易検査を直ちに実施すること」の徹底について指示。
- ・動物愛護管理センターを中心として、動物園、動物取扱業への指導のほか、ホームページへの掲載による飼育者等への啓発を実施する。
- ・食鳥肉や卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染する可能性はなく、「安全」である点についても、ホームページ等で周知啓発して参る。

#### ■鳥獣対策・ふるさと創造課からの報告

- ・本県では、高病原性鳥インフルエンザの早期発見のため、死亡野鳥の簡易検査を実施。
- ・県民の皆様には、死亡野鳥を見つけた場合、素手で触らず、市町村や県民局の相談窓口まで、ご連絡いただくよう周知を実施。
- ・今後とも、あらゆる機会を通じて、県民の皆様に対して周知を図って参る。
- ・遺伝子検査において陽性が確定次第、
  - ・環境省が、発生地周辺（半径10 km 圏内）を「野鳥監視重点区域」に指定
  - ・「野鳥監視重点区域」において、死亡固体や衰弱個体の有無など巡視及び聞き取り調査を実施し、野鳥の異常の監視を強化。

#### ■政策監から次のとおり指示

- ・県内養鶏場へ速やかに情報提供するとともに、「発生リスクが高い」と判断される養鶏農場に対して、鶏舎の点検や破損箇所の修繕といった「野生小動物対策」、車両や農場敷地の「消毒の徹底」等について、改めて巡回確認・指導を行い、飼養衛生管理の更なる徹底を図ること。
- ・今回の事案が「疑似患畜」と確定した場合、香川県からの主要通行ルートである「国道32号」の県境に、「消毒ポイント」を設置し、関係車両の消毒を徹底すること。
- ・「食鳥肉の安全性」や「死亡野鳥」を発見した場合の対応など、県民の皆様には、最新の情報を、的確に発信・周知すること。
- ・本県養鶏場において、万が一、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に備え、各部局においては、関係者との緊急連絡体制の再確認をはじめ、防疫措置の手順や動員体制など、初動体制の確認を行うこと。